



個人所得税特惠政策に関する重要なアップデート

――3つの優遇政策の継続、3つの特別追加控除基準の引き上げ

中国財政部、国家税務総局は2023年8月、「外国籍個人の手当に関する個人所得税政策の継続実施に関する公告」（2023年第29号公告）、「年次賞与の個人所得税政策の継続に関する公告」（2023年第30号公告）、及び「上場企業の株式インセンティブに関する個人所得税政策の継続に関する公告」（2023年第25号公告）を共同で公布し、3つの個人所得税優遇政策の適用期限を2027年12月31日まで延長すると規定した。その他、国務院は「個人所得税に係る特別追加控除基準の引き上げに関する通知」（国発2023年13号）を公布し、3つの特別追加控除基準を引き上げた。

上述の個人所得税優遇政策は、納税者の報酬・福利厚生構成及びいくつかの段階（就学期、乳幼児期、高齢期）における実際の生活負担を十分に考慮し、外国籍者を含む給与所得者の全体的な税負担を適切に軽減し、税負担の軽減、経済の推進、外資企業へのサポート、及び国民生活への恩恵を実現するための税制政策に対する政府の決意を反映した。

<注目要点>

3つの個人所得税優遇政策の継続

今回の個人所得税優遇政策の継続に関する規定の概要は下記のとおりである。

【表1 個人所得税優遇政策の継続に関する規定概要】

所得の性質	関連税務処理	有効期限
1、外国籍個人への免税手当	<ul style="list-style-type: none"> 税法規定に基づき、外国籍の従業員は住宅手当、言語研修費、子供の教育費などの手当に対する免税優遇政策が適用される。 外国籍居住者個人は特別追加控除の適用を選択できる。ただし、いったん選択した場合、同一課税年度において変更してはならない。 	2027年12月31日 （更新前：2023年12月31日）
2、年次賞与	<ul style="list-style-type: none"> 居住者個人が取得した年次賞与は分離課税（すなわち、賞与を12カ月で割った金額に基づき、総合所得月次税率表を適用して計算する）できる。 また、居住者個人は年次賞与を当期総合所得に合算して、計算・納付することができる。 	
3、上場企業の株式インセンティブ所得	<ul style="list-style-type: none"> 居住者個人が取得した関連規定に適合する株式インセンティブ所得を当期総合所得に合算せず、総合所得税率表を適用して全額を個別に計算・納付することができる。 	

- 同一課税年度において複数回株式インセンティブを取得した場合、その合計額で上述の方法に基づき計算・納付する。

(出所) 資料を基に執筆者作成

3つの特別追加控除基準の引き上げ

特別追加控除基準の更新に関する概要は下記のとおりである。

【表2 特別追加控除基準の更新に関する概要】

控除項目		従来の控除基準	更新後の控除基準
1、子供の教育費		子供1人あたり毎月1,000人民元	子供1人あたり毎月 2,000人民元
2、3歳以下の乳幼児の養育費		子供1人あたり毎月1,000人民元	子供1人あたり毎月 2,000人民元
3、高齢者扶養	一人っ子	毎月2,000人民元	毎月 3,000人民元
	非一人っ子	兄弟姉妹全員で毎月2,000人民元の控除額を配賦し、1人あたりの配賦額は毎月1,000人民元を超えてはならない。	兄弟姉妹全員で毎月 3,000人民元 の控除額を配賦し、1人あたりの配賦額は毎月 1,500人民元 を超えてはならない。

(出所) 資料を基に執筆者作成

上記3つの更新後の控除基準は、**2023年1月1日**まで遡及して適用される。

同通知が公布される前に、既に当期の関連特別追加控除を申告した納税者に対して、2023年9月から、システムでは引き上げられた後の特別追加控除基準に基づき納付すべき個人所得税額を計算し、既に過大納付した税額は当期の翌月以降の未払い税額と自動的に相殺することができる。相殺しきれない場合、2023年度の総合所得確定申告の際に引き続き相殺することができる。

<提案>

上述の個人所得税優遇政策は、多くの企業及び個人納税者に恩恵をもたらすこととなる。特に外国籍個人の免税政策の4年間の延長は、多くの外資系企業に歓迎され、外商誘致と外資系企業の安定にとって、重要なアップデートといえるだろう。企業及び個人納税者は税制優遇を享受すると同時に、税務当局が今後、下記の分野における税務コンプライアンス管理を強化する可能性があることにも留意する必要がある。

- 外国籍の従業員の手当に対する免税優遇政策の適用管理の強化
- 年次賞与及び株式インセンティブ所得に関する個人所得税の徴収の強化
- 株式インセンティブプランの税務届け出管理の強化
- 特別追加控除に関する情報の管理の強化

源泉徴収義務者及び個人納税者は、上述の個人所得税優遇政策を適用する際、下記の事項に注意する必要がある。

- 外国籍の従業員を雇用する企業
 - 手当に対する免税優遇政策を適用していない外国籍の従業員がいる場合、その報酬構成をレビュー・調整することで、従業員の全体的な税負担及び企業コストを削減することができる。
 - 既存の外国籍従業員の手当に対する免税優遇政策及びその操作プロセスをレビューし、漏れを確認して、不備を補う。
 - 必要に応じて、租税効率を向上させるために、企業における外国籍の従業員の手当に対する既存の免税政策文書を更新する。
- 株式インセンティブプランを実施する企業
 - 株式インセンティブに係る税務届け出のコンプライアンス・スケジュール及び標準化操作プロセスを策定し、企業の株式インセンティブに関するコンプライアンス申告要件を規範化する。
 - 新規で権利付与、権利確定、権利行使が発生した際に、株式インセンティブに係る税務届け出手続きを適時に行う。
 - 株式インセンティブの税務処理に対して監視・検査し、既存のプロセスを改善する。

【表 3 特別追加控除の記入に関する注意事項】

<p>個人納税者</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 当期の特別追加控除を申告していない場合、即日に携帯電話の「個人所得税」アプリまたは源泉徴収義務者を通じて申告を行い、特別追加控除を適用することができる。 • 新政策が公布される前に当期の特別追加控除を既に申告した場合、システムは自動的に調整後の控除基準に基づき税額を計算する。以前に過大納付した税額が当期の残りの月数で相殺しきれない場合、2023年度の総合所得確定申告の際に相殺することができる。 • 高齢者扶養の特別追加控除を適用する非一人っ子納税者は、配賦額で調整がある場合、「個人所得税」アプリまたは源泉徴収義務者を通じて新たな配賦額を適時に申告する必要がある。
<p>源泉徴収義務者</p>	<p>新政策の変更によって影響を受ける中国籍及び外国籍の従業員とのコミュニケーションを適時に行い、下記の従業員に対して、可能な限り早く減税優遇を享受するために、「個人所得税」アプリを通じて関連控除情報を更新するよう注意喚起することを推奨する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 関連する特別追加控除を申告していない従業員 • 高齢者扶養の特別追加控除の配賦額を更新する必要がある従業員

(出所) 資料を基に執筆者作成

納税者は、申告した特別追加控除情報の真実性、正確性及び完全性に対して責任を負うべきである。また、源泉徴収義務者は、納税者から提供された特別追加控除の情報が実情にそぐわないことを発見した場合、納税者に適時に修正することを要求できる。なお、納税者が修正を拒否した場合は管轄税務機関に報告しなければならない。企業は関連する特別追加控除に関する情報の収集・管理措置をさらにレビューして改善し、関連する内部管理政策及び操作プロセスを適時に最適化することで、税務リスクに対する予防を強化し、総合管理効率を向上させることが求められる。

(MUFG BK 中国月報 2023 年 11 号に掲載)

Contact us お問い合わせ先

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel: +86-21-2212-3678 E-mail: jie.xu@kpmg.com